

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

- 1 日時
平成27年1月23日（金）午前10時から11時25分まで
- 2 場所
愛知県東大手庁舎1階 セミナー室
- 3 出席者
 - (1) 構成員及び専門委員
加藤座長、井上委員、大東委員、成瀬委員、松尾委員、安田委員、山澤委員、
水野専門委員
 - (2) 事務局
環境部：岩田資源循環推進監、植家資源循環推進課長、元山主幹、塚本課長補
佐、高橋主査、吉田主査、高崎技師
尾張県民事務所廃棄物対策課：大久保技師、大洞技師
同海部県民センター環境保全課：飯田主査、金子技師
 - (3) 申請者
株式会社海部清掃 黒田氏他
- 2 傍聴者
なし
- 3 議事録
別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事1】

株式会社海部清掃の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請について

○ 申請の内容等に係る説明

事務局から、資料1から資料5に基づき説明を行った。また、事務局から、利害関係人からの意見書の提出はなかった旨の説明があった。

○ 質疑応答

(委員)

燃えがら及びばいじんの保管場所が新たに設けられるということであり、申請書に記載された保管の上限等が変更になると思うが、その場合の手続きはどうなるのか。

(事務局)

ご指摘のあった保管場所の追加のほか、給排水フローに洗車排水の内容を付け加える等、申請時点からの修正点が何点かある。いずれも申請手続をやり直すほどの修正ではないと考えるため、次回、申請時点から内容が修正された点について具体的な修正内容をお示しした上で、申請書の内容を補正させていただくこととしたい。

(委員)

資料3の添付2でロータリーキルンの接合部の構造が示されたが、キルンシールの内側の部分、具体的にはロータリーキルンの外周を覆う耐火物の外側とキルンシールとの間が空洞のように見えるが、空洞なのかあるいは断熱材等が充填されているのかを説明されたい。また、この空洞に見える部分の幅や奥行のサイズについて説明されたい。

(事業者)

ご指摘のあったキルンシールの内側は空洞であり空気が滞留している。当該空洞部分の幅及び奥行等のサイズは、次回お示しする。

(委員)

シール性が低くなった場合であっても、燃焼炉内が外気圧に比べて負圧であるから、燃焼炉内からの排ガスの漏れはなく外気が流入してくるということか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

申請書1-(6)-1全体のフロー図によれば、感染性廃棄物は感染性廃棄物保管場所から感染性廃棄物エレベータで運ばれた後に、廃棄物保管ヤードからごみクレーンで運ばれた固形状の廃棄物とともに固形物投入機から燃焼炉内に投入される計画のようである。感染性廃棄物は、密閉され、閉鎖された空間で焼却炉に投入しなけ

ればならないのではなかったか。感染性廃棄物が一度裸になって投入されるように見えるが、そのあたりの具体的な投入方法を伺いたい。

(事業者)

感染性廃棄物は、一般的に密閉された容器で管理されている。これを、リフター型のエレベータで上げて、作業員が手で投入する。固形物投入機については、二重ダンパーで外気と遮断されている。

(委員)

その他の廃棄物と同じ投入機から投入しているということで良いか。

(事業者)

投入機は同じである。

(委員)

運用として、一緒に投入することはあるか。

(事業者)

通常の運用では、感染性廃棄物とその他の固形状の廃棄物の燃焼炉内への投入は同時に行うことはないが、仮に同時に投入したとしても機能的には問題ない。

(事務局)

補足であるが、廃棄物処理法における感染性廃棄物に係る基準として、密閉容器に入れて収集運搬あるいは保管すること、また、収集運搬や保管を行う場合に、感染性廃棄物以外のものと混合してはならないことが規定されている。焼却する段階にあっては、感染性廃棄物のみを限定して焼却しなければならないという規定はない。

(委員)

生活環境影響調査書において、水環境の調査項目を選定しなかった理由に挙げた「公共用水域への排出はしない」の記述が誤記であり、「河川に放流する」が正しいとのことだが、その場合、「公共用水域への排出をしないから選定しない」という理由がどのように変更になるのかご教示されたい。

(事務局)

環境省が示す生活環境影響調査の指針の中で、焼却施設からの水質において、施設排水を生活環境影響調査の項目に含めない場合の考え方として、「施設排水を下水道に排水するなど公共用水域への排出を行わない場合、又はほとんど排水しない場合には除くことができる」とされている。申請時点の記載は「公共用水域への排水をしない」であるが、全く排水しないわけではないことから、排水量がほとんど排水しないと認められるものかどうかという観点で考えることになる。給排水フロー図(1-(6)-2)に示す施設排水の経路では、外部へ出ていくものとしては事務所等生活排水や焼却棟生活排水があり、これらは浄化槽を通した上で河川放流することとされている。設置する浄化槽の規模を先ほど事業者を確認したところ、5人槽を予定しているとのことであった。5人槽の浄化槽だと、日当たり排水量が約1m³になる。愛知県では水質汚濁防止法に基づく条例で上乘せ排水基準を定めているが、この条例の規制対象となるのは日当たり排水量20m³の事業場である。これに比べても、一般的にみて排水量は少ないとして整理するのが妥当と考える。

したがって、項目に含めなかった理由を「ほとんど排水しない場合」に修正するというので、対応したい。

(座長)

次回、修正した内容を示すということで良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料3の指摘事項7で、油水分離処理後の水質について「油分はほぼ残らないと思われま

(事務局)

当該指摘事項への事業者の回答の中で、廃油の貯蔵施設の周囲には個別に防油堤を設け基本的には油が流出しないという前提のもとで、万が一場内を走行する車両から油分が若干漏洩した場合を想定した予防的な対応として油水分離槽を設置する計画である。

事務局としても、ご指摘のように油水分離槽通過後の水質を明示させることも考えたが、そういった整理が技術的に可能かどうか疑問があったため、このような回答で諮らせていただいた。

(委員)

資料3の添付5のカタログに示された油水分離槽を設置するということである。市販の油水分離槽であり、メーカーは性能が分かっていると思うので、参考資料として性能を添付した方が良いのではないか。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、「油分はほぼ残らないと思われま

(委員)

資料3の指摘事項8に対する回答で、添付6として同型焼却炉の運転データの実績が示された。これによれば、塩化水素は基準値の700mg/Nm³に比べかなり低い濃度で推移しているとのことである。そこでお尋ねするが、今回計画されている施設においても同様に基準値に照らして低い濃度での運転管理が可能ということなのか。

(事務局)

まず、運転データが取られた同型焼却炉について説明をさせていただくと、事業者を確認したところ、ここでいう同型焼却炉というのは、資料3の添付1に示されている施設のうち、栃木県下都賀郡に設置された処理能力3,000kg/hの焼却炉ということである。また、当該施設で処理している廃棄物の種類は、今回の施設とほぼ同様ということである。今回の施設の処理能力は4,000kg/hであり、栃木県下都賀郡の施設を参考とするのは差し支えないと考える。

(委員)

処理能力と排ガス性状の関係は単純ではないと思うが、ほぼ近い規模の施設であり参考にはなると考える。お尋ねしたいのは、今回の施設における排ガス濃度も、栃木県下都賀郡の同型焼却炉の運転データと同程度になるのかということである。

(事務局)

申請書の2枚目に設計計算上達成することができる排ガスの性状が示されており、塩化水素については294 mg/Nm³であり、法規制値の700mg/Nm³を下回るものとされている。この値はいわば施設のスペックであり、適切な燃焼管理や排ガス処理施設の維持管理がなされれば達成可能な数値である。なお、資料3の指摘事項11に対する申請者の回答に示されているように、塩化水素計を設置して排ガス中の塩化水素濃度を監視しながら燃焼管理する計画とされている。

(委員)

資料3の指摘事項14に対する回答で、サイレンサーの騒音低減効果が示されたが、設置される機器の中には屋外に設置されるものもある。距離減衰の効果は見込まれているのか。

(事務局)

サイレンサーの騒音低減効果は、発生源における騒音低減効果を示すものである。発生源での騒音低減効果を見込んだ上で、敷地境界までの距離減衰を見込んだ予測計算がなされている。具体的には、生活環境影響調査書の63ページに屋外音源の騒音予測式が示されているが、距離減衰及び回折効果が見込まれている。

(委員)

生活環境影響調査書の61ページに環境基準が示されているが、この数値まで騒音が低減されるということなのか。

(事務局)

61ページに示されているのは現地調査の結果であり、将来設置される施設が稼働していない現状の騒音の状況を、その地域に適用される環境基準と比較して示したものである。

騒音の予測結果については67ページに示されており、50dBである。予測結果の評価については68ページに示されており、規制基準以下となっている。

(委員)

先ほど浄化槽の規模が5人槽という説明があったが、作業者の数を基に浄化槽の規模を選定したのか。

(事業者)

作業者は3名であり、来場者や管理者を含めて5名を想定し、浄化槽の規模を設定した。

(委員)

5人槽の浄化槽というと規模が小さい。工事中など多数の作業者が作業する場合にはどうなるのか。

(事業者)

ご指摘のように工事中の作業者への対応は5人槽の浄化槽では無理なので、別途、仮設のトイレ等を設置して対応することとなる。

(座長)

前回及び今回の審議で概ね今回の案件についての議論は尽くされたと考える。

については、事務局において、技術上の基準に対する今回の審査案件の適合状況を整理するとともに、審査会議報告の案を整理し、次回の会議で説明できるように対応されたい。

また、本日出された御意見や御質問で、回答が必要なものについては申請者の回答を整理し、次回説明していただきたい。

【議事3】

事務局から、「その他」の議事はないとの説明があった。